



令和7年度・ごあんない

小田原保健福祉事務所

所管区域 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

神奈川県小田原保健福祉事務所

〒250-0042 小田原市荻窪350-1 小田原合同庁舎4階

電話 0465-32-8000(代表) ファクシミリ 0465-32-8138

開所時間 8時30分～17時15分

(12時～13時は昼休みです)

休所日 土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始

ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m7k/index.html>

〈 窓口のご案内 〉

窓口番号	担当課	内 容
①	管理課 (内線3212～3216)	各種手数料の会計、検査受付 免許証の申請（医療関係職等）
②	企画調整課 (内線3221～3223)	医療機関・施術所の手続 受動喫煙防止対策に関する相談
③	食品衛生課 (内線3282～3285)	飲食店等の手続 免許証の申請（調理師、製菓衛生師等） 食品に関する相談
④	環境衛生課 (内線3272～3274)	薬局、麻薬、毒劇物販売の手続 旅館、公衆浴場、浄化槽、理・美容所の手続 犬・猫の飼い方に関する相談
⑤	温泉課 (内線3292～3293)	温泉の相談、手続
⑥	保健予防課 (内線3242～3246)	指定難病・肝炎・被爆者・感染症の相談 こころの健康や精神疾患・認知症に関する相談
⑦	保健福祉課 (内線3232～3239)	小児慢性特定疾病の医療費の助成・母子保健の相談 栄養・食生活、歯科保健の相談
⑧	生活福祉課 (内線3252～3260)	(箱根町、真鶴町、湯河原町に在住の方) 生活保護、母子・父子、女性の生活相談 特別障害者手当等の相談

健康や認知症などの相談

項目		内容	実施日・時間		窓口(担当課)	
精神保健福祉相談		心の健康に関する相談、精神疾患の治療や社会復帰及び福祉に関する相談 アルコール、薬物など依存症問題についての相談	専門医による相談は、原則毎月3回 13:30～16:30 (要予約) ケースワーカー、保健師による電話相談は随時。面接相談は予約してください。		⑥保健予防課	
認知症相談		認知症に対する不安を持つご本人やご家族の相談	専門医による相談は、毎月1回 13:30～16:30 (要予約) 保健師による電話相談は随時、面接相談は予約してください。			
感染症	HIV検査・相談	HIV・梅毒即日検査とエイズに関する相談(無料・匿名)	原則毎月第3水曜日	9:00～11:00 (要予約)		
	B型・C型肝炎ウイルス検査	39歳以下で、これまで肝炎ウイルス検査を受けたことのない方のB型・C型肝炎ウイルス検査(無料)	偶数月第1火曜日(4月のみ第2火曜日)	9:00～10:30 (要予約)		
指定難病相談		保健師等による疾病や日常・療養生活、栄養、福祉等に関する相談	随時			
禁煙相談		禁煙したい人のための相談	随時			
お子さんの相談	療育歯科相談	障がいや慢性疾病等があるお子さんの歯科検診・相談、食べ方相談等	毎月2回	9:00～11:30 13:00～15:30	⑦保健福祉課	
	子育て相談	発育・発達や長期療育に関するお子さんの相談	随時			
栄養相談		栄養・食生活に関する情報提供 栄養表示の相談				
訪問歯科相談		在宅療養者等の口腔ケアに関する相談				
性と健康の相談		思春期から更年期等の性や健康に関する一般的な相談				
従業員の健康づくり		従業員の健康づくりに関する相談(出前講座等)	随時		②企画調整課	

生活保護などの福祉に関する相談

項目	対象	窓口(担当課)
生活にお困りの方の生活保護の相談	箱根町、真鶴町、湯河原町に在住の方	⑧生活福祉課
母子・父子・寡婦の方の生活や福祉資金貸付などの相談		
女性相談、配偶者等からの暴力に関する相談等		
特別障害者手当・障害児福祉手当の相談		

※お問合せ・ご予約の際は、0465-32-8000(代表)にお電話の上、担当課または内線番号を電話交換にお伝えください(内線番号は表面をご覧ください)。

医療助成制度などの相談

制度の名称		対 象	条 件	窓口(担当課)
石綿健康被害救済制度		アスベスト（石綿）による健康被害を受けられた方及びそのご遺族	認定基準を満たした方等	②企画調整課
医療助成	指定難病医療費助成制度	厚生労働大臣が定める指定難病の治療を行う方	認定基準を満たした方等	⑥保健予防課
	結核医療費公費負担制度	結核と診断され治療を受ける方		
	肝炎治療医療費助成制度	B型ウイルス性肝炎のインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療を行う方 C型ウイルス性肝炎のインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療を行う方		
原爆被爆者援護対策		原爆被爆者本人と被爆者のこども	認定基準を満たした方等	
医療助成	小児慢性特定疾病医療費助成制度	厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病の治療を受ける方	原則18歳未満 ※継続する場合のみ20歳未満まで延長できます。	⑦保健福祉課

食品衛生、生活環境、衛生検査などの相談

項 目	内 容	実 施 日 ・ 時 間	窓口(担当課)
衛生検査	水質検査（飲料水・プール水）及び便検査（病原菌など）の受付、会計検査の予約は衛生研究所小田原分室にて行っております。 〔(※)衛生研究所小田原分室は小田原保健福祉事務所と同じフロアにあります。〕	検査日は月・火曜日（午前中） 検査はすべて予約制で有料です。 〔予約時に衛生研究所小田原分室にて、容器をお渡しします。〕	①管理課
受動喫煙	受動喫煙防止対策に関する相談	随時	②企画調整課
食品衛生	食中毒、食品に関する相談	随時	③食品衛生課
生活環境	犬・猫の飼い方等に関する相談 飲料水の衛生に関する相談（小田原市を除く区域が対象） 浄化槽、衛生害虫等の相談	随時	④環境衛生課

ご協力をお願い

項 目	内 容		窓口(担当課)
献血	皆様の貴重な血液で救われる命があります。命を救う献血にご協力をお願いします。献血実施会場等についてはお問い合わせください。		②企画調整課
骨髄ドナー登録受付	骨髄提供者の新規登録受付	偶数月第1火曜日11:00(要予約) (4月のみ第2火曜日)	⑥保健予防課

各種免許、施設などの手続

項目	内容	窓口(担当課)
免許申請手続 (抹消・返納含む。)	医師・歯科医師・薬剤師・保健師・助産師・看護師・准看護師・臨床検査技師・衛生検査技師(新規申請を除く)・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・診療放射線技師・管理栄養士・栄養士・受胎調節実地指導員	①管理課
	調理師・製菓衛生師・ふぐ包丁師	③食品衛生課
	クリーニング師・麻薬取扱者	④環境衛生課
病院・診療所・施術所(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復)等の許可申請・届出		②企画調整課
飲食店など食品営業施設の許可申請・届出		③食品衛生課
薬局、医薬品販売業、毒物劇物販売業、高度管理医療機器等販売業等の許可申請・届出		④環境衛生課
旅館、公衆浴場、特定建築物、理・美容所、クリーニング所、住宅宿泊事業等の許可申請・届出		
温泉掘削、温泉利用等の許可申請・届出		⑤温泉課

〈交通案内〉



徒歩の場合

- 小田原駅「西口」より徒歩15分

バスの場合

- 小田原駅「東口」2番乗り場より伊豆箱根バス「県立諏訪の原公園」または「久野車庫」方面行き「小田原合同庁舎前」下車すぐ
- 小田原駅「西口」2番乗り場より伊豆箱根バス「兔河原循環」または「久野車庫」方面行き「税務署前」下車 徒歩3分

※ 駐車場の台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

- ※ 小田原保健福祉事務所
ホームページ ⇒

